

第4章 消費・安全局

第1節 食の安全の確保

1 食品安全に係るリスク管理の推進

(1) 食品安全に係るリスク管理の枠組

平成15年7月、リスクアナリシスの考え方を導入する等食品の安全性の確保に関する基本理念等を定めた食品安全基本法が施行され、科学的知見に基づき、中立的なリスク評価を行う組織として内閣府に食品安全委員会が設置された。農林水産省においても、リスク管理等食品の安全に係る政策を強化するため、消費・安全局が設置された。

食品安全に係るリスク管理は①リスク管理の初期作業（食品安全における問題点の特定、危害要因の優先度の分類、リスク評価の依頼等）、②リスク管理措置の検討・実施（リスク評価の結果をもとに、リスク低減のための措置について技術的な実行可能性、費用対効果等を検討し、適切な措置を実施）、③措置の検証・見直し（リスク管理措置の有効性の検証・措置の再検討）からなる。

これらの各段階の透明性を確保し、一貫性を持って科学に基づいたリスク管理を行うため、リスク管理に当たって必要となる標準的な作業手順を明らかにした「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書（以下、「標準手順書」という。）」に則ってリスク管理を実施している。なお、この標準手順書は農林水産省が作成し、厚生労働省と協議して両省で適用できるものとした上で、平成17年8月25日付けで公表したものである（平成18年10月5日改訂）。

ア リスク管理の検討

標準手順書に従って、各種有害化学物質・有害微生物に関する情報を収集し、必要に応じて関係部局と情報共有するとともに、リスクプロファイルシートを更新した。

さらに、農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリストの見直しを行った。

イ 「食品の安全性に関する有害化学物質及び有害微

生物のサーベイランス・モニタリング計画」の作成

サーベイランス（問題の程度や実態を知るための調査）、モニタリング（矯正的措置をとる必要があるかどうかを決定するための調査）の中期計画（有害化学物質：平成22年12月22日公表、有害微生物：平成19年4月25日公表）に基づき、平成23年度の年次計画を作成し、平成23年4月27日付けで公表した。

また、優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリストの見直しに伴い、平成24年度から5ヵ年にわたる「食品の安全性に関する有害微生物のサーベイランス・モニタリング中期計画」を作成し、平成24年3月23日付けで公表した。

(2) 食品中の汚染物質対策の推進

平成23年度は、コーデックスの各部会における国際規格検討への対応、国内でのリスク低減の取組や、サーベイランス・モニタリング年次計画に基づく、各ハザード（危害要因）の対象品目（農畜水産物、加工食品、飼料）における含有実態調査等を実施した。主なものは以下のとおりである。

ア 農産物

(ア) カドミウム

農産物に含まれるカドミウム濃度を低減するため、水稻のカドミウム吸収抑制対策や植物を用いた土壤浄化対策、客土対策を推進するとともに、新たな農地土壤の浄化技術や米以外の品目に係るカドミウム低減技術の研究開発等を実施した。

これまでの研究等成果に基づき、「コメ中のカドミウム濃度低減のための実施指針」を平成23年8月に公表した。

(イ) かび毒

平成20年12月に公表した「麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針」に基づく、赤かび病の適期防除、赤かび病被害粒の選別除去等による一層の汚染低減の取組を推進した。さらに、米の乾燥調製や貯蔵段階での米のカビ汚染を防ぐ対策をまとめた「米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン」を平成24年2月に公表した。

また、コーデックス委員会汚染物質部会

(CCCF)におけるデオキシニバレノール等の国際的な基準値や実施規範の検討に参画した。

(ウ) 微生物

生鮮野菜の生産段階を対象に汚染実態調査を行った。

また、生鮮野菜を対象として、水や家畜ふん堆肥の管理等、生産から出荷段階における衛生上注意すべき点をまとめた「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」を平成23年6月に公表した。

イ 畜水産物

(ア) カドミウム

ベニズワイガニを対象とした含有実態調査を実施した。

(イ) 水銀

魚食によるメチル水銀のリスクと交絡因子の解析に関する研究を実施した。

(ウ) ダイオキシン類

水産物を対象とした含有実態調査を実施した。

(エ) 海洋生物毒

近年の海洋環境の変化等により我が国での発生・拡大が懸念される新規貝毒等に対応するため、「海洋生物毒安全対策事業」において、新規貝毒等の高感度分析法の開発及び汚染実態調査を行った。

(オ) 有害微生物

生産・加工段階における食中毒菌（腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、サルモネラ属菌など）について汚染実態調査を行った。

また、これまでに行ってきた生産段階（農場、農場周辺環境等）における実態調査の結果などを基に、生産農場への食中毒菌の侵入やまん延を防ぐための対策をとりまとめた「牛肉の生産衛生管理ハンドブック」及び「鶏肉の生産衛生管理ハンドブック」を平成23年8月に公表した。

ウ 加工食品

加工食品に含まれるアクリルアミド、ヒスタミン、フラン等の含有実態調査やアミノ酸液及びアミノ酸液を含むしょうゆ中の3-MCPDについて低減対策の効果を検証するための調査を行った。

また、しょうゆ中のフランについて、関係業界と協力し、製造工程における生成機序を解明するための調査を行い、低減対策等を検討するための基礎データを収集した。

(3) レギュラトリーサイエンスの推進

食品安全、動物衛生及び植物防疫に関する施策の決定に必要な科学的根拠を得て、安全な食品の安定的な

供給に資するよう、レギュラトリーサイエンス（科学的知見と規制や行政措置の橋渡しとなる科学）に係る試験研究として「レギュラトリーサイエンス新技術開発事業」や委託プロジェクト研究（生産・流通・加工工程における体系的な危害要因の特性解明とリスク低減技術の開発）を実施した。

2 農畜水産物の安全確保

(1) 生産資材の適切な管理・使用の推進

ア 肥料

(ア) 普通肥料の公定規格

平成23年度末現在、普通肥料の公定規格は156種類設定されている。なお、平成23年度においては、普通肥料の公定規格の改正は行わなかった。

(イ) 肥料の登録

平成23年における肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条に基づく農林水産大臣登録数は1,151件、有効期間更新数は3,364件、平成23年末における有効登録数は20,636件であった。

(ウ) 指定配合肥料の届出

肥料取締法第16条の2に基づく平成23年における農林水産大臣への指定配合肥料の届出数は3,160件、平成23年末における有効届出数は61,452件であった。

(エ) 肥料の検査

肥料取締法第30条に基づく平成23年における国の立入検査成績は、分析検査標品386点中、正常でないものは29点であった。

(オ) 調査試験等

独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて、公定規格の設定等に関する調査、重金属分析法の改良及び信頼性の確保についての検討等を行った。

(カ) 食品の安全性向上措置の検証（消費・安全対策交付金）

国産農産物のより一層の安全確保に向けた生産を促すため、地域に適応した硝酸塩のリスク管理措置の普及体制や低減化技術を確立することとし、生産現場における硝酸塩の低減技術の有効性の評価を行った。

(キ) 肥料中の放射性セシウムの暫定許容値の設定

農地土壌の汚染拡大を防止するため、肥料中の放射性セシウムの暫定許容値（400Bq/kg）を設定し、肥料の種類に応じた検査方法を定めた。

また、肥料生産者及び農業者等に対して、肥料の生産、流通及び利用にあたっては、暫定許容値

を下回ることを確認するよう周知徹底を図った。

イ 農薬

(ア) 農薬の登録状況

23農薬年度（平成22年10月～平成23年9月）において新たに登録された農薬は182件で、9月末における有効登録件数は4,450件となり、前年同期に比較して66件の減少となった。23農薬年度に登録された新規化合物は10種類であった。

(イ) 農薬取締り状況

平成23年度においては、農薬の製造業者及び農薬販売業者等に対し80件の立入検査等を行い、製造・販売を取り締まるとともに、農薬の適切な品質の管理や取扱いの徹底を図った。

また、23件の集取農薬の検査を行い、農薬の製造、品質等に関し技術的指導を行った。

(ウ) 農薬の安全及び適正使用対策

農薬の安全を確保するため、農薬の登録にあたっては、環境省、厚生労働省、食品安全委員会と連携を図りつつ、独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて、農薬メーカーから提出された試験成績について厳正な検査・評価を実施した。

農薬による危害を防止するため、農林水産省、厚生労働省、環境省及び都道府県の共催による農薬危害防止運動を全国的に展開し、農薬の安全使用や適正な保管管理の徹底についての啓発活動に努めるとともに、農薬の使用に伴う事故の発生状況の把握等を実施した。

さらに、学校、公園等の公共施設内の植物、街路樹や家庭菜園等の住宅地周辺で農薬を使用する際に、農薬を原因とする住民の健康被害が生じないよう、周辺住民への事前周知、飛散低減対策等について、研修会等を通じてその周知を図った。

(エ) 農薬の生産出荷

23農薬年度の農薬の生産額は、3,833億円（前年比5.6%増）出荷額は3,555億円（同0.4%増）となっており、生産額、出荷額は増加した。

(オ) 農薬の輸出入

23農薬年度の農薬の輸出額は、1,124億円（前年比8.3%増）であった。全輸出額に占める仕向先別の割合については、米国が25.1%を占めて最も多く、次いでブラジル13.7%、大韓民国9.3%となった。

一方、輸入額は859億円（前年比9.9%増）であった。全輸入額に占める輸入先別の輸入額の割合については、ドイツ18.3%、中国15.9%、大韓民

国12.9%となった。

ウ 飼料及び飼料添加物

飼料及び飼料添加物（以下「飼料等」という。）については、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的として、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）に基づき、農林水産大臣は、安全性の確保の観点から飼料等の製造等に関する基準・規格の設定を行うとともに、品質の改善の観点から飼料の公定規格の設定等を行っている。

また、愛玩動物用飼料については、愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的として、平成21年6月1日に施行された「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）に基づき、農林水産大臣等は、安全性確保の観点から愛玩動物用飼料の製造等に関する基準・規格を設定している。

(ア) 飼料等の安全性の確保

飼料安全法に基づき、農林水産大臣は、有害畜産物が生産され又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため、農業資材審議会の意見を聴き、飼料等の基準・規格を「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」（昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。）により設定している。

当該省令に成分規格等が定められている特定飼料等（抗生物質）の検定を独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）で行った（23年度検定215件合格）。

また、飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上等を図るため、稲わらや稲発酵粗飼料、飼料用米の生産及び利用拡大の取組が進められており、これらの飼料を給与した家畜や畜産物の安全を確保するため、「飼料の有害物質の指導基準の制定について」を改正し、新たに16農薬について稲わら、稲発酵粗飼料及び粃米の残留農薬の指導基準を設定した。

愛玩動物用飼料については、ペットフード安全法に基づき、農林水産大臣等は、愛玩動物用飼料の使用が原因となって、愛玩動物の健康が害されることを防止するため、農業資材審議会及び中央環境審議会の意見を聴き、愛玩動物用飼料等の基準・規格を「愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令」（平成23年農林水産省令・環境省令第1号）

により設定している。

(イ) 飼料の品質の改善

飼料の栄養成分に関する品質の改善を図るため、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて飼料の公定規格を定めることができるとされている。

飼料の公定規格による23年度の検定は、1県及び1登録検定機関において、魚粉10銘柄について実施された。

(ウ) 飼料等の立入検査

飼料安全法に基づき、飼料等の安全性の確保及び品質の改善を図る見地から、FAMIC 及び都道府県の飼料検査機関が飼料等の立入検査を実施した。22年度における立入検査の状況は、表1のとおりである。

愛玩動物用飼料については、ペットフード安全法に基づき、FAMIC 及び地方農政局等が製造業者等の立入検査を実施した。23年度における立入検査の状況は、表2のとおりである。

表1 23年度飼料等立入検査状況

	国	県	合計
立入検査回数	602	1,723	2,325
収去件数	802	1,068	1,870
飼料	799	1,063	1,862
飼料添加物	3	5	8
収去品の試験結果	国	県	合計
正常件数	802	1,058	1,860
飼料	799	1,053	1,852
飼料添加物	3	5	8
違反件数	0	5	5
飼料	0	5	5
飼料添加物	0	0	0

表2 23年度愛玩動物用飼料立入検査状況

立入検査回数	114
集取件数	76
集取品の試験結果	
正常件数	76
違反件数	0

エ 動物用医薬品

(ア) 動物用医薬品等製造販売（製造）業許可及び承認状況（平成23年度）

a 薬事法第2条の規定による薬事法第12条第1項の規定に基づく製造販売業の許可件数は99件、薬事法第13条第1項の規定に基づく製造業の許可件数は163件、薬事法第13条の3第1項

の規定に基づく外国製造業者の認定件数は172件、薬事法第40条の2第1項の規定に基づく修理業の許可件数は216件であった。

b 薬事法第14条第1項の規定に基づき製造販売承認された品目数は、医薬品301品目、医薬部外品73品目及び医療機器44品目であった。

(イ) 動物用医薬品の再評価

薬事法第14条の6（同法第23条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、承認、許可を受け市販されている動物用医薬品を有効性、安全性等の観点から最新の学問水準に照らして見直す再評価制度を実施している。

この見直し手続は、承認されている動物用医薬品の全成分について、通常10年ごとのスクリーニング作業を行い、問題となる情報が得られた成分を再評価を受けるべき医薬品として指定し、再評価を行うこととしている。平成23年度に見直しの対象となる52成分について、平成23年3月に関係者に通知し、スクリーニング作業を実施した。

(ウ) 動物用医薬品の使用の規制

動物用医薬品のうち、適正に使用されなければ畜産物等に残留し、人の健康を損うおそれのある医薬品については、動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和55年農林水産省令第42号）により適正な使用を確保しているところである。

平成18年5月29日から導入されたポジティブリスト制度に対応し、動物用医薬品の使用基準の設定及び変更を行った。導入時に新たに設定された残留基準のうち、平成22年度に見直しが行われた4成分の使用基準の改正について検討した結果、改正の必要はなかった。

(エ) 国家検定等の検査

表3 薬事法第43条第1項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した平成23年度の国家検定状況
生物学的製剤（受付件数526件）

合格	521件
不合格	5件
中止件数	0件

表4 薬事法第69条第3項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した平成23年度の製造業者等への立入検査による収去品の検査

	収去件数	不合格件数	改善指導件数
一般薬	21件	1件	4件
抗生物質製剤	4件	0件	1件
生物学的製剤	6件	0件	2件
(体外診断薬)			

(オ) 薬事監視事務打ち合わせ会議

薬事監視事務打ち合わせ会議は、動物用医薬品等に関する薬事監視の円滑化を図るため都道府県の薬事監視員を対象に実施している。平成23年度は平成23年10月19日に開催し、薬事法等の法令遵守及び畜水産物の安全確保の徹底等、動物薬事関連事項の説明、薬事監視指導上の諸事項についての協議検討等を行った。

(2) 放射性物質対策

ア 農畜水産物の放射性物質の検査支援

食品中の放射性物質の暫定規制値の設定を受け、何よりも国民の健康保護を基本に、安全な食品を安定的に供給していくことを最優先として、生産段階において農畜水産物の検査が円滑に実施されるよう都道府県に対し、技術的助言や検査機器の整備支援等を行った。

イ 肥料中の放射性セシウムの暫定許容値の設定

農地土壌の汚染拡大を防止するため、肥料中の放射性セシウムの暫定許容値（400Bq/kg）を設定し、肥料の種類に応じた検査方法を定めた。

また、肥料生産者及び農業者等に対して、肥料の生産、流通及び利用にあたっては、暫定許容値を下回ることを確認するよう周知徹底を図った。

ウ 飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定及び見直し

平成23年4月14日、牛乳や牛肉が食品中の放射性物質の暫定規制値を超える放射性物質を含むことがないようにするための目安として、牛に給与される粗飼料中の放射性物質の暫定許容値を設定した。また、8月1日に、牛用以外の飼料も含め、飼料中の放射性セシウム暫定許容値を設定した。

さらに、食品中の放射性物質の新基準値が平成24年4月1日から適用されるに際し、畜産物がこの新基準値を超える放射性セシウムを含むことがないように、牛の飼養試験等のデータを活用して、2月3日に、牛用飼料に対する放射性セシウムの暫定許容値を300Bq/kg から100Bq/kg に改定した。豚、家きん等用の飼料の放射性セシウムの暫定許容値についても、3月23日に改訂し、4月1日から適用した。

(表5)

	表5 飼料の放射性セシウムの暫定許容値 暫定許容値（ベクレル/kg）	
	改訂前	改訂後
牛、馬用	300	100
豚用	300	80

家きん用	300	160
養殖魚用	100	40

(製品重量、ただし粗飼料は水分含有量8割ベース)

3 家畜防疫対策

(1) 家畜伝染病予防法の改正

ア 経緯

平成22年4月の宮崎県における口蹄疫の発生状況や同年11月以降の高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえ、家畜伝染病の「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速かつ的確な初動対応」に重点を置いて防疫対応を強化する観点から、平成23年4月に家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）が改正され、同年10月に完全施行された。

イ 概要

(ア) 発生の予防

家畜伝染病は、ひとたび発生すると、我が国の畜産業への経済的な影響が非常に大きいことから、その発生を予防することが第一である。このため、空港や海港等での水際検疫はもちろんのこと、農場段階における衛生管理を適切に実行することによりウイルス等の病原体の侵入を防ぐことが重要である。

改正家伝法においては、これまで実施してきた空海港での入国者の靴底消毒、車両消毒及び旅客への注意喚起のためのアナウンス等に加え、入国者に対し、海外で畜産関係施設へ立ち入っていないか等の質問を行ったり、携帯品の検査を実施し、必要に応じて消毒したりすること等を可能とし、ウイルス等の侵入防止措置を強化した。

また、家畜の所有者の意識を高めるとともに、都道府県知事が家畜の所有者に対して的確な指導等を行うことを可能とする観点から、新たに、所有者に対し、家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する報告が義務付けられた。

(イ) 早期の発見・通報

口蹄疫等の家畜伝染病が発生した際には、防疫措置の遅れが、被害の飛躍的な増大につながるおそれがある。このため、家畜の異常を早期に発見し、それが躊躇なく迅速に通報される体制を整備することが重要である。

改正家伝法においては、患畜または疑似患畜となったことを発見したときの届出義務に加え、一定の症状を呈している家畜を発見した獣医師等に

対して、都道府県知事へその旨を届け出る義務が設けられた。

(ウ) 迅速かつ的確な初動対応

先にも述べたとおり、まずは家畜伝染病が発生しないような状況を作ることが大切である。しかしながら、何らかの要因により、万が一国内での家畜伝染病の発生が確認され、通報等があった場合には、迅速かつ的確な初動対応により、短時間でその発生源を抑え、かつ、まん延を防止する必要がある。このため、各県における家畜防疫員の確保、あるいは民間獣医師等との協力体制、国や他県からのいわゆる人的な支援の整備等が重要であり、国及び都道府県はもちろんのこと、市町村、関係団体等がそれぞれの役割を十分理解してお互いに連携する必要がある。

国、都道府県、市町村、関係団体等の役割分担については、国が定める特定家畜伝染病防疫指針において、改めて明記されたところである。

また、家畜伝染病のまん延の防止を図るため、都道府県知事による殺処分命令、患畜等の死体の焼却・埋却措置等に加え、改正家伝法においては、①口蹄疫のまん延防止のために他に手段がない場合、口蹄疫の患畜、疑似患畜以外の家畜の所有者に対して、あらかじめ農林水産大臣が指定した地域及び家畜について、都道府県知事は殺処分を命ずることができること（いわゆる予防的殺処分）、②と殺または殺処分した患畜、疑似患畜の所有者に評価額全額を交付する一方で、早期通報など必要な措置をとらなかった家畜の所有者については、手当金の減額や返還を行うこと等が新たに規定された。

ウ 飼養衛生管理基準

家畜伝染病の発生の予防のためには、事後措置ではなく、飼養段階での衛生管理の適正化を図りウイルス等が侵入しない状況にすることが重要である。このような考えに基づき、現在、農林水産大臣により、家畜の所有者が遵守すべき飼養に係る衛生基準（飼養衛生管理基準）が設定されている。

飼養衛生管理基準は畜種ごとに定められており、①牛・水牛・鹿・めん羊・山羊、②豚・いのしし、③鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥、④馬の4グループについて、それぞれの飼養形態に応じた衛生管理の基準や、農場内における衛生管理区域の設定、野生動物等の侵入防止措置の実施、感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管義務等が盛り込まれている。

また、家畜の所有者における飼養衛生管理の状況とともに、その飼養している家畜の頭羽数についても定期的に把握することができるようになる観点から、今般の改正において、家畜の所有者に対し、毎年、農場ごとに家畜の衛生管理の状況等を都道府県知事へ報告することが新たに義務付けられた。また、報告された内容については、都道府県ごとに整理した上で、農林水産大臣により、毎年、インターネット等によって公表されることとなっている。

エ 特定家畜伝染病防疫指針

家畜伝染病のうち、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要がある8疾病（牛疫、牛肺疫、口蹄疫、牛海綿状脳症、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ）については、当該措置を実施するための指針として「特定家畜伝染病防疫指針」を農林水産大臣が作成し、公表している。

平成23年10月、口蹄疫並びに高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針について、改正家伝法の規定を的確に実施する観点から、その全部が変更された。

(2) BSE 対策の推進

ア 我が国における BSE の発生への対応

(ア) 国内における BSE 感染牛の確認状況

平成13年9月に我が国初の BSE 感染牛が確認されて以来、23年度末までに36例の BSE の発生が確認されている（最終発生は平成21年1月）。BSE 対策としては、と畜場における21か月齢以上の牛の BSE 検査及びと畜される全ての牛からの特定危険部位（SRM）の除去に加え、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）及び家伝法に基づき、24か月齢以上の死亡牛を対象とした農場サーベイランスや牛の肉骨粉等に係る飼料規制のほか、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づく牛トレーサビリティ制度等各般の対策を実施している。

(イ) 農場サーベイランス

24か月齢以上の死亡牛を対象にした農場サーベイランスでは、平成23年度は104,858頭（一部24か月齢未満の牛を含む）の検査を行ったが、陽性牛は確認されなかった。本サーベイランスの適正な実施及び死亡牛処理を推進するため、生産者が負担する死亡牛の BSE 検査費や輸送及び処理費用の助成措置を引き続き講じた。

イ 米国における BSE 発生への対応

(ア) 平成15年12月に米国で BSE 感染牛が確認され

たことに伴い米国産牛肉等の輸入を停止した。

- (イ) 食品安全委員会による BSE リスク評価結果を踏まえ、平成17年12月に米国、カナダからの牛肉の輸入を再開した。しかし、平成18年1月、特定危険部位であるせき柱が混入した米国産子牛肉が発見され、直ちに米国産牛肉の輸入手続を停止した。
- (ウ) 平成18年6月24日から7月23日までの間、米国の対日輸出認定施設に対して現地調査を実施し、7月27日、輸入手続再開を決定した。再開後、対日輸出プログラムの遵守状況を検証する期間を設け、現地調査や水際での検査の状況から米国のプログラム遵守状況についてシステムとしての問題はないことを確認した（平成19年6月13日に検証期間を終了）。
- (エ) 平成17年2月の輸入再開以降、認定指定に対して定期的な査察を実施してきている。平成23年度については、平成23年11月6日から11月19日まで、米国の対日輸出認定施設5施設に対する定期査察を実施した。また、平成23年8月30日から9月2日まで、カナダの対日輸出認定施設3施設に対する定期査察を実施した。
- (オ) 平成23年12月19日に厚生労働省は、米国からの牛肉輸入条件の見直しを含め、同省の国内・国外の BSE 対策全般の再評価について、食品安全委員会に諮問した。農林水産省は、食品安全委員会への審議において、必要な情報を提供することなどで協力している。

(3) 家畜防疫

ア 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の取組

前述のとおり、平成22年度の口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえ、家畜伝染病の発生の予防、早期の発見・通報、迅速かつ的確な初動対応等に重点を置いて家伝法が改正された。あわせて、新たな特定家畜伝染病防疫指針に基づき早期通報体制等を整備し、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の発生予防及びまん延防止対策に取り組んでいる。

イ 家畜の伝染性疾病の清浄化に向けた取組

ヨーネ病対策として、家伝法に基づく定期的な検査に加え、平成18年に策定した「牛のヨーネ病防疫対策要領」に基づき、感染牛が確認された農場における追加検査や、感染しているおそれの高い牛の自主とう汰等を推進するとともに、その取組を家畜生産農場清浄化支援対策事業により支援した。

豚のオーエスキー病対策として、平成22年3月に改正した「オーエスキー病防疫対策要領」に基づき、地域一体となったワクチン接種、検査、自主とう汰の推進等の清浄化対策を推進した。この清浄化対策についても、家畜生産農場清浄化支援対策事業により支援した。

ウ 各種疾病の発生の予防、発生動向

家畜の伝染性疾病の発生及びまん延を防止するため、家畜伝染病予防事業として、家伝法に基づく各種検査、注射、消毒、薬浴及び家畜伝染病の発生時のまん延防止措置を実施した。

(ア) 牛関係の監視伝染病

口蹄疫は、平成23年度に新たな発生は確認されなかった。

BSE は、平成23年度に新たな発生は確認されなかった。

ヨーネ病については、平成23年度には299戸539頭が患畜と診断され、(死亡後診断された2頭を除き)とう汰された。

ブルセラ病は、近年、散発的に抗体検査陽性例が報告されていたが、平成23年度には、新たな発生は確認されなかった。

ここ数年、発生地域が拡大しているアカバネ病は、近年発生報告がない地方で流行し、平成23年度には岩手県、宮城県を中心に38戸で43頭の胎児感染の、中四国を中心に121戸165頭の生後感染の発生が報告された。

牛白血病は農場の他にと畜場からの発生報告も多く、平成23年度には1,867頭の発生が報告された。

(イ) 豚関係の監視伝染病

オーエスキー病は、平成23年度に新たな発生は確認されなかった。

(ウ) 鶏関係の監視伝染病

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザは、平成23年度に新たな発生は確認されなかった。

家さんサルモネラ感染症は、平成23年度に新たな発生は確認されなかった。

ニューカッスル病は、平成23年度に新たな発生は確認されなかった。

(エ) 馬関係の監視伝染病

平成19年8月に我が国で36年ぶりに確認された馬インフルエンザは、平成20年7月2日以降発生は確認されず、平成21年7月に清浄国に復帰し、清浄性を維持している。

馬パラチフスは、平成10年から平成11年に重種

馬での集団発生があり、その後発生は認められていなかった。平成15年から平成21年までは散発的な発生が確認されたが、平成22年以降の発生は確認されていない。

馬伝染性貧血は、平成5年に農用馬2頭が抗体陽性で摘発されて以降発生はなかったが、平成22年度末に在来馬群由来の1頭で発生した。平成23年度の発生は確認されていない。

その他、馬伝染性子宮炎は、平成17年に1戸1頭の発生が確認された以降、発生は認められていない。

(オ) めん山羊の監視伝染病

スクレイピー（めん山羊の伝達性海綿状脳症）については、平成17年の1戸めん羊1頭以降発生が認められなかったが、平成23年度に2戸めん羊2頭の発生が認められた。なお、本病は、昭和59年に輸入めん羊由来群で発生が確認されて以来、計34戸めん羊64頭の散発的な発生となっている。

(4) 家畜保健衛生

ア 家畜保健衛生所の施設整備

家畜の飼養形態の多頭化、集団化等の中で、家畜伝染病に対する危機管理の観点から疾病の監視を強化する事前対応型の防疫体制の構築が必要となっている。このため、地域の防疫・監視体制の強化を図る観点から、迅速な検査及び高度な疫学診断等を可能にする施設機器を地域の家畜衛生事情に即して家畜保健衛生所に整備した。

イ 家畜衛生に関する各種指導等

家畜衛生に関する各種指導を畜産農家等に対して行うことにより、畜産の進展に伴った家畜衛生技術の浸透及び定着を図った。また、地域の実情に則した家畜衛生対策の実施に資するため、家畜保健衛生所が中心となって以下の取組を行った。

(ア) BSE 検査・清浄化の推進

BSE の浸潤状況をより正確に把握し、BSE の防疫対策を検証するため、家畜保健衛生所が実施する死亡牛 BSE 検査について、検査資材や廃棄物処理等への支援を行い、検査を確実かつ円滑に推進した。

(イ) 監視・危機管理体制の整備

家畜衛生に係る情報の提供を円滑に推進するため、病性鑑定成績・巡回指導等による家畜衛生情報の収集・分析を行った。

また、診断予防技術の向上を目的として、伝染性疾病の新たな診断方法、予防技術を確立するた

めの調査・検討を行った。

この他、まん延防止措置の円滑化を図るため、調整会議の開催及びブロック内の防疫演習を実施し、地域の実情に応じた防疫体制の確立等を行った。

(ウ) 慢性疾病等の低減

畜産農家における生産性の向上を図るための家畜の慢性疾病等の低減を目的として、疾病発生状況等の調査・検査を行った。

(エ) 生産衛生の確保

生産現場における畜産物の安全性確保のため、地域一体となった HACCP の考え方をとり入れた畜産物の生産衛生管理体制の構築、サルモネラ総合対策指針に基づくサルモネラの清浄化に向けた農場の調査・検査、医薬品の品質確保、薬剤残留、薬剤耐性菌等に関する情報収集を行った。

(オ) 地域衛生管理体制の整備

安全な畜産物の生産を推進するとともに、全国的な衛生水準の向上を図るため、地域における行政担当者、生産者、獣医師等の関係者が一体となった家畜の伝染性疾病的発生予防、清浄性維持等の取組を実施した。

(カ) 高病原性鳥インフルエンザの防疫体制整備

高病原性鳥インフルエンザの発生予防及びまん延防止に万全を期すため、養鶏場等における消毒、野鳥の侵入防止等の自衛防疫活動を推進した。

ウ 調査研究

(ア) 第52回全国家畜保健衛生業績発表会

第52回全国家畜保健衛生業績発表会は、8月30～31日、日比谷公会堂において開催され、全国各ブロック代表48名により家畜保健衛生所の日常業務に関連した業務の運営、調査、研究等が発表され、農林水産大臣賞2題、消費・安全局長賞22題が選出され、賞状が授与された。

(5) 技術普及

ア 平成23年度家畜衛生講習会及び研修会

家畜の多頭飼育の進展等に伴う家畜衛生事情の変化に対応し、家畜衛生技術の向上を図るために家畜衛生講習会及び研修会を実施した。受講者により地域の家畜衛生関係技術者に対して伝達講習を行って習得技術を速やかに普及するとともに、種々の事業等を通じて畜産関係技術者及び畜産農家に対し家畜衛生に関する知識及び技術の普及浸透を図っている。平成23年度は、家畜衛生講習会については動物衛生研究所の本所・支所・海外病研究施設、千葉県農業共済連で計11回開催され、延べ286名が受講し

た。また、家畜衛生研修会については、動物衛生研究所の本所で計4回開催され、延べ183名が受講した。各講習会及び研修会の種類、開催状況（回数及び受講人数）は表6のとおりである。

表6 平成23年度家畜衛生講習会及び研修会

種 類	回 数	受 講 人 数		計
		県職員	その他	
家畜衛生講習会	11	267	19	286
基本講習会	1	50	0	50
総合講習会	1	39	2	41
特殊講習会	9	178	17	195
牛疾病	1	39	4	43
豚疾病	1	41	4	45
鶏疾病	1	36	4	40
繁殖障害	1	6	0	6
病性鑑定	4	31	3	34
獣医疫学	1	25	2	27
家畜衛生研修会	4	178	5	183
病性鑑定	4	178	5	183
計	15	445	24	469

イ HACCP の考え方をとり入れた衛生管理（いわゆる農場 HACCP）の推進

家畜の高度な飼養衛生管理を推進し、我が国の畜産物の安全性の一層の向上と消費者の信頼確保を図るため、農場 HACCP の導入・実施指導を行う農場指導員を養成する研修会を開催（216名受講）するとともに、農場 HACCP の取組をより促進するため、生産農場から消費まで一体となった高度衛生管理の取組の支援を実施した。

(6) 海外における家畜伝染病の発生状況

ア 口蹄疫

アジア地域では口蹄疫がまん延しており、平成23年度を通して OIE が認定する口蹄疫のワクチン非接種清浄国のステータスを維持したのは、我が国の他には、ブルネイ、インドネシア及びシンガポールの3か国のみである。また、ワクチン非接種清浄地域を維持したのはマレーシア及びフィリピンのみである。

アジア地域ではこれまで、口蹄疫の7つの血清型のうち、A、O 及び Asia 1 型の3型の発生が報告されてきた。特に東アジア地域では、O 型口蹄疫ウイルスがまん延し、OIE によるワクチン非接種清浄国のステータスを維持しているのは我が国のみであった。韓国において平成22年11月に始まる一連の口蹄疫大規模発生については、平成23年4月が最終発生報告となっているが、全国的に拡大した韓国ではワクチン接種を継続している。また、中国においては、継続的に本病が発生しており、ワクチン接種による疾病コントロールを実施している。台湾においても

継続的に本病の発生例が確認されており、ワクチン接種による疾病コントロールを実施している。

アジア地域以外では、アフリカ、南米等において本病の発生報告がある。特にエジプトにおいては、平成24年2月以後大規模な発生が報告されている。

イ 高病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザの発生は、平成16年以前は東・東南アジア地域に限定されていたが、平成17年には中央アジア及びヨーロッパに、平成18年には中東及びアフリカにまで拡大した。平成23年度のアジア地域において、我が国では確認されなかったものの、13の国・地域において本病の発生が OIE に報告されている（中国、台湾、香港、韓国、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、インドネシア、イラン、インド、バングラデシュ、ブータン及びネパール）。このように、アジア地域では、引き続き広範囲で本病の発生が確認されている。

平成23年度には、アジア地域以外にも、イスラエル、エジプト及び南アフリカで本病の発生報告があり、世界各国で連携した本病の拡大防止が重要となっている。

ウ 我が国における輸入停止等の措置

輸入される動物・畜産物等を介した口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の我が国への侵入を防止するため、これらの疾病が発生した国・地域からの動物・畜産物等の輸入停止措置（加熱処理したものは除く）を講じている。平成23年度は低病原性鳥インフルエンザが発生した米国（4州）及び豪州に対し、家きん・家きん肉等の輸入停止措置を講じた。

我が国は、指定検疫物の輸入解禁に係るリスク評価を実施し、清浄国・地域と認められた場合にのみ輸入を解禁（再開）している。現在、口蹄疫の発生によりアジアの全ての国・地域からの偶蹄類の動物及びその畜産物の輸入が、鳥インフルエンザ等の発生によりアジアのほとんどの国・地域からの家きん・家きん肉の輸入が、いずれも認められていない。

なお、ブラジルから日本向けに輸出される家きん肉等については、低病原性鳥インフルエンザの地域主義を適用した家畜衛生条件を締結し、低病原性鳥インフルエンザの発生州以外からの輸入を認めることとした。

(7) 検 疫 関 係

ア 輸出入検疫の実績

平成23年における主要動物（牛、豚、めん羊、山羊、馬及び初生ひなをいう。以下同じ。）の輸入検疫状況については、初生ひなが774,328羽（対前年比

110%。以下カッコ内は同様。)、豚は1,288頭(194%)と前年より増加した。一方、牛が12,286頭(75.0%)、馬が3,710頭(70.1%)と減少した。めん羊及び山羊は輸入されなかった。主要動物の輸出検疫実績は、馬141頭(83.4%)であり、競走用は前年と大きな変化はないが繁殖用、乗用が大幅に減少した。

また、同年における畜産物の輸入検疫状況をみると、肉類全体では2,586,818 t (108.0%)であり、主な畜種毎にみると牛肉は561,152 t (102.6%)、豚肉は933,852 t (105.2%)、家きん肉は881,031 t (115.8%)であった。一方、肉類の輸出検疫実績については、肉類全体では6,838 t (37.6%)であり、牛肉は576 t (97.5%)、豚肉は525 t (64.5%)、家きん肉は5,542 t (33.6%)と国内での口蹄疫の発生や東京電力福島第一原発事故の影響等を受け減少した。畜産物全体でも114,098 t (83.2%)と大幅に減少した。

表7 平成23年の輸出入検疫数量
(単位=動物:頭羽、畜産物:t)
(カッコ内対前年比)
(-は検疫の対象外のため検査なし)

〈動物〉	輸出	輸入
牛	0	12,286 (75.0%)
豚	0	1,288 (194.0%)
めん羊	0	0
山羊	0	0
馬	141 (83.4%)	3,710 (70.1%)
兎	214 (121.6%)	11,213 (264.8%)
初生ひな	0 (0.0%)	774,328 (110.0%)
他の偶蹄類	0 (0.0%)	※ 59 (120.4%)
犬	6,534 (123.1%)	7,237 (100.5%)
猫	2,123 (124.3%)	1,667 (95.0%)
サル	-	5,358 (92.1%)
〈畜産物〉		
骨類	0.3 (52.1%)	38,630 (94.8%)
肉類	6,838 (37.6%)	2,586,818 (108.8%)
臓器類	348 (72.9%)	62,010 (100.7%)
卵類	324 (34.7%)	13,770 (195.1%)
皮類	78,550 (98.4%)	35,045 (86.3%)
毛類	202 (36.9%)	4,450 (108.1%)
ミール類	0.2 (4,950.5%)	2,268 (105.0%)
動物性		
加工たん白	-	812,476 (93.0%)
わら等	-	216,088 (123.3%)

※ 他の偶蹄類として、水牛が8頭、アルパカが43頭、キリンが2頭、カバが2頭、ターキンが4頭、それぞれ輸入された。

イ 水際検疫の強化

(ア) 動物検疫所羽田空港支所への検疫探知犬の導入
動物検疫所では、入国者の携帯品から動物検疫の対象となる肉製品等を摘発する検疫探知犬を平

成17年12月に成田国際空港、平成20年2月に関西空港にそれぞれ2頭ずつ導入してきた。平成24年2月には新国際線旅客ターミナルが整備された羽田空港に我が国初となる動植物検疫探知犬を2頭導入した。

(イ) 入国者に対する質問、携帯品の消毒

平成23年4月の改正家伝法では、家畜防疫官が入国者に対して、海外での畜産関連施設への立入りの有無及び土の付着した靴等の所持について質問及び携帯品の検査を行い、その結果、要消毒物品を確認した場合は消毒ができることとされた。

この改正を受け、平成23年10月から、口蹄疫等の発生国・地域から到着する便で入国する者に対して、機(船)内放送や到着空海港の構内放送及び一部の便において質問票の配布を行うことによる質問等を行い、該当者には要消毒物品の消毒や防疫上の指導を行っている。

ウ 畜産物の輸出解禁

平成22年4月の口蹄疫発生により、多くの国が日本産牛肉、豚肉等の畜産物の輸入を停止した。平成23年2月に国際獣疫事務局(OIE)が我が国を口蹄疫清浄国として認定したことを踏まえ、協議を行った結果、平成23年度にはタイへの牛肉及び原皮輸出、台湾への豚肉及び原皮輸出、フィリピンへの原皮輸出が再開された。

また、平成22年から平成23年の高病原性鳥インフルエンザ発生(平成23年6月、我が国は同病の清浄化を宣言)により、日本産家きん肉等の輸入を停止した国との検疫協議を進めた結果、平成23年度には香港への家きん肉及び食用殻付き卵の輸出、シンガポールへの食用殻付き卵の輸出が再開された。

(8) 獣医事

ア 獣医療提供体制整備の推進

獣医療の多様化、高度化等に対応し的確な獣医療の確保を図るため、獣医療法(平成4年法律第46号)に基づく獣医療計画制度により、国が定めた基本方針に即して都道府県が獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を定め、国と都道府県が一体となって獣医療提供体制の整備を推進している。平成22年8月31日に公表された新たな国の基本方針に則し、平成23年度末までに35道県が都道府県計画を策定・公表した。

イ 獣医師法第16条の2の規定に基づく臨床研修

獣医師法(昭和24年法律第186号)に基づき、大学の附属診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設における卒後研修等の臨床研修の実施に関する援

助を行った。

ウ 第63回獣医師国家試験

第63回獣医師国家試験は、平成24年2月21日及び22日の2日間、全国3会場で行われ、受験者1,266名中1,060名(83.7%)が合格し、獣医師免許申請資格を得た。

エ 獣医事審議会

獣医師法第24条の規定により設置されている獣医事審議会、試験部会、免許部会及び計画部会が開催され、①第63回獣医師国家試験の実施、②獣医師法第5条第2項及び第8条第2項第3号に該当する獣医師の獣医師免許の取扱い、③獣医療を提供する体制の整備のための基本方針等について審議が行われた。

オ 小動物獣医療

獣医療における高度な放射線診療の体制を整備するため、平成21年2月の診療施設の構造設備の基準や診療施設の管理に関する獣医療法施行規則及び関連告示の改正について、研修会を実施し、周知を図った。

4 魚類防疫対策

水産資源保護法の規定に基づき、対象水産動物の輸入許可を行った。

また、国内で発生のあるコイヘルペスウイルス(KHV)病、アユ冷水病等の重要疾病について、防疫対策を実施した。

(1) 輸 入 防 疫

水産資源保護法(昭和26年法律第313号)に基づき、平成23年度は、きんぎょ1,166件、さけ科魚類の発眼卵13件及びくるまえび属の稚えび9件に対し、輸入の許可を行った。なお、きんぎょ及びくるまえび属の稚えびについては、防疫対象疾病発生国からの輸入に対し、管理命令を発し、隔離管理を実施した。

(2) 国 内 防 疫

持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)に基づく特定疾病である KHV 病の平成23年度の発生確認件数は天然水域で4件、養殖場等で28件であった。

KHV 病等、我が国養殖水産動物に対する重要疾病の診断・予防・治療技術の開発を行うとともに、関係者への普及・啓発等を推進した。

5 植物防疫対策

(1) 病 害 虫 防 除

ア 環境に配慮した防除対策

食の安全や環境問題に対する国民の関心が高まる

中、農林水産省では農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものへ転換することとしている。病害虫防除についても発生予察情報等に基づき、農薬だけに頼らず、様々な防除技術を適切に組み合わせることで、環境負荷を低減しつつ病害虫の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制する総合的病害虫・雑草管理(Integrated Pest Management: IPM)を普及することとし、平成17年に定めた総合的病害虫・雑草管理実践指針を基に、環境に配慮した防除の推進に取り組んでいる。具体的には、農業者自らがIPMへの取組を確認できるIPM実践指標を普及するため、平成20年度までに策定・公表した主要11作物(大豆、トマト、なし等)のモデルに基づき、都道府県でIPM実践指標の作成及びIPM実践地域の育成等を引き続き推進し、天敵やフェロモン、温湯消毒等を利用した防除技術の評価基準を作成する事業に取り組んだ。

平成17～23年度のこれらの取組結果を各都道府県ごとに取りまとめたところ、これまでに全243種類のIPM実践指標について取り組まれており、そのうち8割が農業生産現場で使用できる技術レベルであった。これまでの取組結果については、農林水産省ホームページでも公開している。

イ 農薬使用

年間生産量が3万t以下の作物(マイナー作物)では、農薬メーカーの商業的な理由等により農薬登録が進まず、栽培上問題となる病害虫に有効な登録農薬が少ない。生産振興のためにはマイナー作物への農薬登録を効率的に進める必要があり、このためには、生産者や都道府県の主体的な取組や都道府県間の連携が必要である。このため、農薬登録推進中央協議会において、マイナー作物の農薬登録の円滑化に向けた調整を行い、都道府県が登録を要望する農作物と農薬の組合せを調査し、生産地における病害虫の発生状況に関する情報等を追加した農薬登録推進リストを作成し、都道府県に情報提供を行った。

また、土壌病害虫防除等に使用される臭化メチルは、平成4年のモントリオール議定書締約国会合でオゾン層破壊物質に指定され、平成17年までに全廃することが決定された。技術的・経済的に有効な代替薬剤・技術がない場合は、不可欠用途として申請を行い、国際連合環境計画(UNEP)審査機関の審査・承認を経て使用が認められている。しかし、近年の国際的な環境意識の高まりを受け、不可欠用途であっても早期に全廃すべきとの考えが締約国間に広まってきた。このため、我が国は、臭化メチル代

替技術の開発促進を進めるとともに、平成25年を土壌使用用途の全廃期限とした不可欠用途臭化メチルの国家戦略の改訂版を策定し、平成20年4月にUNEP事務局へ提出した。臭化メチル代替技術については、平成20～24年度の5年間の予定で「臭化メチル剤から完全に脱却した産地適合型栽培マニュアルの開発」事業を実施している。

ウ 発生予察事業

農林水産省では、稲、麦、果樹、茶、野菜等の病害虫を対象として発生予察事業を実施しており、全国の主要な病害虫の発生動向を取りまとめた病害虫発生予報を計10回発表した。

平成23年度の主な病害虫発生状況は以下の通り。

- (ア) 水稻：病害では、梅雨時期にいもち病の好適感染日が確認され、発生が懸念されたことから、6月後半に3道県から注意報が発表され、防除が呼びかけられた。また、8月に九州において葉いもちの発生が多く、穂いもちの発生が懸念されたことから、4県から注意報が発表され、防除が呼びかけられた。

害虫では、ウンカ類の飛来は、セジロウンカ、トビイロウンカともに例年に比べて少なく、その後の発生量も少なかった。

また、斑点米カメムシ類が、7月から東北、関東、北陸、東海、近畿及び中国で発生が多く、7月上旬から8月中旬にかけて21県から延べ24件の

注意報、1県から警報が発表され、防除が呼びかけられた。

- (イ) さとうきび：イネヨトウが、4月下旬から主に沖縄で発生が多く、6月下旬から7月上旬にかけて2県から注意報が発表され、防除が呼びかけられた。
- (ウ) 大豆：ハスモンヨトウが、8月から関東から九州にかけて発生が多く、8月上旬以降に3県から注意報が発表され、防除が呼びかけられた。
- (エ) 果樹：病害では、ぶどうべと病が、5月下旬から関東から九州にかけて発生が多く、5月下旬から7月中旬までに6県から注意報が発表され、防除が呼びかけられた。

害虫では、果樹カメムシ類は、例年に比べて発生量が少なく、9月上旬まで注意報は発表されなかったが、9月中旬に近畿で発生が多く、1県から注意報が発表され、防除が呼びかけられた。

- (オ) 野菜及び花き：いちごの炭そ病が、6月中旬以降から主に関東、近畿、中国、四国及び九州で発生が多く、7県から注意報が発表され、防除が呼びかけられた。

害虫では、ハスモンヨトウが、7月から関東から九州にかけて発生が多く、9月上旬以降に3県から注意報が発表され、防除が呼びかけられた。

病害虫の発生、防除状況は表8のとおりである。

表8 病害虫発生状況及び防除状況（平成23年度実績）

病害虫名	発生面積 (千 ha)	延べ防除面積 (千 ha)	
(イネ)			
葉いもち	308	1,401	四国、九州の一部地域で多い～やや多い、東海、近畿、沖縄の一部地域でやや多い
穂いもち	274	1,450	東海の一部地域で多い、九州の一部地域で多い～やや多い、北関東、甲信、東海、四国の一部地域でやや多い
紋枯病	512	755	東北の一部地域で多い～やや多い、北関東、近畿、九州、沖縄の一部地域でやや多い
白葉枯病	14	60	南関東、近畿の一部地域で多い、東海、中国の一部地域でやや多い
もみ枯細菌病	62	203	中国の一部地域で多い、北東北、北陸、九州の一部地域でやや多い
セジロウンカ	526	1,289	四国の一部地域で多い、近畿、南九州の一部地域でやや多い
トビイロウンカ	78	944	南九州の一部地域で多い、近畿の一部地域でやや多い
ヒメトビウンカ	779	1,340	甲信、北陸の一部地域で多い、関東、近畿、四国、九州の一部地域で多い～やや多い、南東北、東海、中国の一部地域でやや多い
斑点米カメムシ類	580	1,593	東海、南九州の一部地域で多い、東北、関東、北陸、中国の一部地域で多い～やや多い、近畿、四国の一部地域でやや多い
コブノメイガ	140	501	南関東、南九州の一部地域でやや多い
イネミズゾウムシ	628	901	北東北、南関東の一部地域で多い、近畿の一部地域で多い～やや多い、北陸、東海、四国の一部地域でやや多い

(ムギ類)

うどんこ病	14	242	全国的に平年並み
赤かび病	79	515	北海道、甲信の一部地域で多い、中国の一部地域で多い～やや多い、北関東、近畿、北九州の一部地域でやや多い
雪腐病類	33	94	南東北の一部地域でやや多い
(ダイズ)			
ハスモンヨトウ	38	77	近畿の一部地域で多い、北関東、中国の一部地域で多い～やや多い、四国、九州の一部地域でやや多い
吸実性カメムシ類	37	104	南東北、北関東、東海、中国、四国、北九州の一部地域でやや多い
(カンキツ類)			
黒点病	53	220	九州の一部地域で多い～やや多い、東海、近畿、四国の一部地域でやや多い
かいよう病	19	76	近畿の一部地域で多い、東海、四国、九州の一部地域でやや多い
(リンゴ)			
斑点落葉病	8	291	中国の一部地域で多い、北陸、東海の一部地域でやや多い
腐らん病	6	56	東北、甲信の一部地域でやや多い
ハダニ類	10	135	北陸の一部地域でやや多い
(ナシ)			
黒斑病	1	38	全国的に平年並み
黒星病	4	134	中国の一部地域で多い～やや多い、北東北、北関東、甲信、北陸、東海、近畿の一部地域でやや多い
ナシヒメシンクイ	1	65	関東の一部地域で多い～やや多い、北陸、近畿の一部地域でやや多い
(モモ)			
せん孔細菌病	3	42	甲信の一部地域で多い、北陸の一部地域で多い～やや多い、南東北、東海、近畿、四国の一部地域でやや多い
灰星病	1	37	甲信、北陸の一部地域でやや多い
(ブドウ)			
晩腐病	2	44	北関東、甲信、東海、四国の一部地域でやや多い
べと病	6	57	甲信、北九州の一部地域で多い、関東、近畿の一部地域で多い～やや多い、北陸、東海、中国、四国の一部地域でやや多い
(野菜共通)			
疫病	1	24	トマトで発生が多い
灰色かび病	6	71	いちご、トマト、レタスで発生が多い
アブラムシ類	19	171	イチゴ、きゅうりで発生が多い
オオタバコガ	5	48	トマト、なすで発生が多い
タバココナジラミ	5	49	トマト、なす、ピーマンで発生が多い
ハスモンヨトウ	10	88	いちご、キャベツ、はくさいで発生が多い
ハダニ類	7	52	いちご、なすで発生が多い
ミナミキイロアザミ	3	38	きゅうり、なすで発生が多い
ウマ			

エ 病虫害防除所の運営

都道府県における植物防疫の専門機関である病虫害防除所は、病虫害の発生状況調査等を行い、発生予察事業に基づく防除指導、侵入警戒調査、農薬の安全使用等の指導を行った。

病虫害防除所が国の発生予察事業に協力するのに要する経費及び病虫害防除所の運営に要する経費について、都道府県に対し植物防疫事業交付金を交付

した。

オ 農林水産航空事業等

平成23年度における航空防除の延べ面積（林野を除く）は、水稻防除4万5千ha、水稻以外（畑作物・果樹）防除8千ha、その他（播種・施肥等）1千ha、ミバエ類再侵入防止等221万2千ha、計226万7千haであった。このうち、水稻防除の実面積は3万7千haで、関係農家数は約3万8千戸であった。

林業関係では、松くい虫防除2万haと野ねずみ駆除4万8千haを中心として、計6万7千haであった。

産業用無人ヘリコプターによる農薬散布等の延べ面積は、水稻防除85万2千haを中心として、計97万1千haであった。

(2) 植物検疫

ア 国際基準への対応

植物検疫措置に関する国際基準は、科学的根拠に基づいた適切な植物検疫措置を講じるためのガイドラインであり、本基準の策定プロセスに積極的に関与することで、我が国の意見を盛り込んだ国際基準の採択を実現した。また、国際基準案の作成プロセスを担う委員会や専門家会合に職員を派遣し、我が国の主張を基準案の段階から反映させることに努めた。

また、国際基準に整合しつつ病害虫のリスクに応じた検疫措置を推進するため、科学的根拠に基づく病害虫リスクアナリシスの結果等を踏まえ、724種の検疫有害動植物（輸入検疫措置の対象とする病害虫）を指定する等の農林水産省令の改正（平成23年3月7日農林水産省令第8号）及び関係告示の制定・改正（平成23年3月7日農林水産省告示第542号及び543号）を実施し、6ヶ月の周知期間を経て平成23年9月7日に施行した。

イ 輸入検疫

平成23年においては、栽植用苗・球根8億7千万個、種子2万2千t、切り花22億本、生果実176万t、野菜101万t、穀類・豆類2,860万t、木材470万m³、その他雑品等929万tについて、輸入検疫を実施した。

また、イスラエル産オア及びタイ産ボメロの輸入を解禁した。

ウ 輸出検疫

平成23年においては、栽植用苗・球根966万個、種子2,563t、切り花14万本、生果実1万8千t、野菜6千t、穀類・豆類15万t、木材11万m³、その他雑品6万8千tについて、輸出検疫を実施した。

タイ向けうんしゅうみかんについては、平成23年10月に、これまで輸出が解禁されていたうんしゅうみかんに加え、かんきつ類7品目（不知火、清見等）の輸出が解禁された。

アジア型マイマイガ（AGM）については、米国等AGM規制国による船舶の検査措置に対応した、民間検査機関によるAGM不在証明が引き続き実施された。

エ 国内検疫

平成23年度においては、種苗の移動に伴う病害虫のまん延防止及び健全種苗の確保のため、

(ア) 北海道ほか9県において原種ほ及び採種ほを対象に種馬鈴しょ検疫を実施した。

(イ) また、青森県ほか14県のかんきつ類、りんご等の母樹について、ウイルス病等の検査を実施した。我が国の一部地域に発生しているアリモドキゾウムシ、イモゾウムシ及びカンキツグリーニング病菌等のまん延を防止するため、本病害虫及びその寄主植物（又は宿主植物）を対象に移動取締を実施した。

平成24年3月、鹿児島県指宿市においてアリモドキゾウムシ及びイモゾウムシ、鹿児島県喜界町においてカンキツグリーニング病菌の根絶を確認したことから、緊急防除を終了した。また、東京都青梅市ほか6市町においてウメ輪紋ウイルス（プラムボックスウイルス）の根絶を目指し、緊急防除を実施した。

オ 植物防疫所の運営

病害虫の国内への侵入・まん延を防止するため植物防疫所を全国に68箇所設置しており、輸出入時の検査、国内検疫等を実施している。

植物検疫手続を電子的に処理するシステムについては、より効率的な一元的運用等を目的として、平成25年10月に輸出入・港湾関連情報処理システムに統合することとしている。このことから、平成23年においては、輸出入・港湾関連情報処理センター並びに関連省庁間で検討の上、統合するシステムの詳細設計を行った。

6 SPS 協定に関する国際会議への対応等

(1) SPS 委員会

WTO 協定に含まれる協定（附属書）の1つである「衛生植物検疫措置に関する協定（SPS 協定）」は、食品安全、動植物の健康に関する全ての措置（SPS 措置）を対象とし、これらの措置が科学的な根拠に沿ってとられること等を求めている。

SPS 委員会は、SPS 協定第12条に基づき、SPS 措置に関する各国の協議の場を提供し、協定の実施を確実にするために設置され、例年3回スイスのWTO本部で開催されている。平成23年度においては、平成23年6月、10月、平成24年3月に開催された会合に出席した。

(2) 食品安全関係

コーデックス委員会（Codex）は、消費者の健康保護、

公正な食品貿易の確保等を目的として、1963年に国連食糧農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）により設置された国際的な政府間機関であり、コーデックス規格（国際食品規格）の策定・改訂等を行っている。

コーデックス規格は、WTO/SPS 協定において食品安全に関する国際基準に位置付けられており、WTO 加盟国は、科学的に正当な理由がある場合を除き、食品安全に関する措置を講ずる場合はコーデックス規格を基礎とする義務を負っている。

ア 総会、部会等

コーデックス委員会における食品安全に係る各種の規格策定等に対して、農林水産省としても政府代表団の一員として職員を派遣する等積極的に参画してきたところであり、平成23年度中は、第34回総会、第65・66回執行委員会のほか、8の一般問題部会、2の個別食品部会及び1の特別部会に出席した。

このうち、第34回総会（平成23年7月4日～9日、ジュネーブ）では、鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン、食品由来の抗菌剤耐性に係るリスク分析に関するガイドライン等が最終採択された。また、我が国はアジア地域調整国に指名された。（任期：2年）

イ コーデックス連絡協議会

農林水産省は厚生労働省及び消費者庁と協力して、平成23年度は「コーデックス連絡協議会」（平成12年設置）を計3回開催し、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、コーデックス委員会における検討議題に関する意見を聴取した。

(3) 動物衛生関係

国際獣疫事務局（OIE）は、国際的に重要な動物の伝染性疾病について、その防疫対策や貿易条件等に関する家畜衛生基準（OIEコード）等を策定している。また、世界各国における動物の伝染性疾病の発生状況等の情報を収集・提供するとともに、疾病の検査やサーベイランス及び防疫措置に関する国際的調和を図っている。

このOIEが定める基準等は、WTO/SPS協定では動物衛生及び人獣共通感染症に関する国際基準と位置づけられており、WTO加盟国は科学的に正当な理由がある場合を除き、動物衛生に関する措置を講ずる場合にはOIEが定める基準（OIEコード）等に基づかなければならないこととなっている。

ア OIE 総会

OIEの最高意思決定機関であるOIE総会は毎年

5月にフランス・パリで開催される。平成23年の第79回OIE総会は5月22日から27日にかけて開催され、22日から23日までは動物衛生課の川島課長が、24日から27日までは同課の山本国際衛生対策室長が我が国代表として出席し、公式疾病ステータス認定やOIEコードの改正等についての議論及び採決に参加した。また、同総会の中でOIE設立（1924年）のきっかけとなった国際重要疾病である牛疫が世界から撲滅されたことが宣言された。

イ 口蹄疫に関する会議

平成23年から、日本の新たなOIE拠出事業として“アジアにおける口蹄疫防疫プロジェクト（OIE/Japan Trust Fund (JTF) Project for Foot and Mouth Disease (FMD) Control in Asia）”が開始された。12月に東京で開催された旗揚げ会合では、従来からの東南アジア等における取り組みに加え、東アジア地域においても協調を強化して防疫を進めていくために、国家間の能力の差の改善方法やプロジェクトの枠組み・進め方等について活発に議論された。

また平成24年3月、第18回SEACFMD（東南アジア・中国口蹄疫キャンペーン）サブ委員会会合が、中国・麗江で開催され、前会合で改正されたSEACFMDロードマップ2020の各国の進捗状況が報告された。

ウ 鳥インフルエンザに関する会議

高病原性鳥インフルエンザの世界的な広がりを背景に、我が国の支援による鳥インフルエンザに関する各種国際会議が開催された。平成23年6月、第4回鳥インフルエンザ防疫体制強化プログラム専門家会合が、農林水産省及び環境省との供催のもと、OIEによって東京において開催され、家きん及び野鳥における鳥インフルエンザサーベイランス事業の進捗状況及び今後の事業計画について議論が行われた。同年9月、第4回鳥インフルエンザに関するインフォメーション・ネットワーキング強化会議がタイで開催され、アジア地域各国の鳥インフルエンザの通報体制や防疫体制の改善状況等について情報共有がなされた。

エ その他の国際会議

我が国の支援による国際会議として、平成23年6月には、第5回アジア太平洋地域GF-TADs（越境性疾病の防疫のための世界的取組）ステアリング会合が東京で開催され、我が国や世界各国の経験の共有や地域における越境性感染症対策のあり方について議論された。

オ OIE 連絡協議会

OIE コードの作成または改正について、産業界及び学界における学識経験者、アニマルウェルフェア関係者、消費者等と行政機関の間で継続的な情報共有や意見交換を行う場として「国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会」を平成22年5月から設置している。平成23年度は、12月に開催し、狂犬病に関連した犬等の輸入条件の変更等について意見交換を行った。

（4）植物防疫関係

国際植物防疫条約（IPPC）とは、植物と植物製品の病害虫の侵入とまん延を防止し、防除のための措置を促進する共同の有効な行動を確保することを目的とした多国間条約である。

IPPC が定める基準等は、WTO/SPS 協定では植物の健康に関する国際基準と位置づけられており、WTO 加盟国は科学的に正当な理由がある場合を除き、植物の健康に関する措置を講ずる場合には IPPC が定める基準等を基礎とする義務を負っている。

ア 植物防疫措置に関する委員会（IPPC 総会：CPM）

平成24年3月にイタリアで開催された、第7回 CPM に出席した。本委員会では、新規基準として「栽植用植物の総合措置」、「ミバエ類のリスク管理に関するシステムズアプローチ」、「ウメ輪紋ウイルスの同定診断プロトコル（ISPM No.27の付属書）」及び「ヒメアカカツオブシムシの同定診断プロトコル（ISPM No.27の付属書）」が採択された。また、既存の「ISPM No.5：検疫用語集」及び「ISPM No.5 補足1：「広く分布していない」の用語の定義及び解釈」の改正が行われた。

イ 専門家会合

平成23年4月及び11月にイタリアで開催された「基準委員会」、7月にフランスで開催された「国際基準策定手続きの改善に関する作業部会」、8月にブラジルで開催された「ミバエに関するテクニカルパネル（TPFF）」にそれぞれ出席した。

ウ その他会議

平成23年6月に韓国で開催された「電子証明書に関する作業部会」、9月に韓国で開催された「国際基準案に係る地域作業部会」、10月にイタリアで開催された「戦略計画及び技術支援に関する作業部会」、及び12月にカナダで開催された「穀類の国際移動に関する作業部会」に出席した。

7 危機管理体制の整備

（1）緊急時対応訓練の実施

「農林水産省食品安全緊急時対応基本指針」（平成16

年2月公表）に基づき、農林水産省の職員が食品安全に係る緊急事態等に円滑かつ的確に対応できるよう対応体制の整備や、体制を検証するための緊急時対応訓練等を実施することとしている。

平成23年度は、食品安全に係る事件や事故が発生した事態を想定して、地方農政局・地域センター等との情報連絡に関する連携訓練を実施した。

（2）消費者安全情報共有体制の整備

平成21年9月に消費者庁が設置されるとともに、消費者安全法が施行されたことから、現在、食品等の摂取、施設及び製品の利用によって消費者の生命又は身体に生ずる被害に関する情報を消費者庁に集約し、関係府省で共有する体制が整備されている。消費者安全法に基づいて通知された食中毒や健康食品による健康被害等に関しては、関係府省間で情報共有が図られた。

第2節 消費者の信頼の確保

1 食品等の表示・規格

（1）食品表示の重要性

食品表示は、生産者と消費者を結ぶ接点であり、昭和45年の品質表示制度の創設以降、消費者が日々安心して食品を選択するための情報提供として、重要な役割を果たしている。

食品表示については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS 法」という。）により定められている。同法に基づく品質表示基準については、企画立案及び執行について、農林水産省が所管してきたが、平成21年9月に、消費者行政を一元的に推進するため消費者庁が設置されたことに伴い、品質表示基準の企画立案及び執行について、消費者庁が担当することとされた。ただし、立入検査や製造業者等に対する改善の指示等については、引き続き農林水産省でも行うこととされた。

（2）食品表示の監視

食品表示の適正化に向けて、地方農政局等に食品表示監視担当職員（食品表示 G メン）を配置するとともに、食品表示ウォッチャーによる日常の買い物の中での表示のモニタリングや食品表示110番を通じた情報収集を行った。

違反事業者に対しては、JAS 法に基づき改善を指示・公表することを基本とし、常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、直ちに改善方策を講じている場合には、指導を行うこととしている。この事業者が行う改善方策としては、表

示の是正を行うことに加え、事実と異なる表示があった旨を速やかに情報提供していることを求めているところ。また、内容について非公表としている指導事案に関しては、指導件数等を定期的に公表している。

平成23年3月の東日本大震災発生後には、消費者への飲食料品の供給の確保を図る観点から、①震災地域で販売される食品の表示、②震災地域外で販売される食品の表示のうち、消費者の誤認を招かない軽微な違いであって、正確な店頭掲示があるもの、③ミネラルウォーター類の表示のうち、消費者の誤認を招くような表示をしておらず、正確な店頭掲示があるものについて、JAS法に基づく食品表示の取締りの対象外とした。その後、流通の正常化を待って、平成23年8月15日までに当該運用緩和措置について順次廃止した。

(3) JAS規格に関する取組

ア JAS規格の見直し

農林物資の品質の基準であるJAS規格については定期的に見直すこととされている。平成23年度は、「JAS規格の制定等に関する計画」に基づき、計18規格について農林物資規格調査会の審議に付し、その答申を踏まえ、順次、規格等の改正を告示した。

また、平成24年2月に開催した農林物資規格調査会では、JAS規格の制定等について審議する際のガイドラインである「JAS規格の制定・見直しの基準」の改正を行った。

イ 食品の情報提供に関する取組

食品に義務付けられている表示に加え、食品事業者により自主的に行われている情報提供の取組について、「食品企業の商品情報の開示のあり方検討会」が平成22年3月に取りまとめた報告書「消費者への食品事業者の商品情報の提供のあり方について」を踏まえ、食品事業者による消費者への商品情報の提供についての規格等や基準の策定に必要な調査及び事業者、消費者、学識者等の関係者による検討を行い、商品情報の適切な提供方法等についてとりまとめを行った。

ウ 有機JAS規格に関する取組

有機農産物のJAS規格において使用が禁止されている資材の成分を踏まえ、一般に販売されている農薬や肥料等のうち、有機で使用できるものについての判断を認定事業者や登録認定機関が容易にできるよう、平成22年度に策定した判断基準に基づき、各々の資材を評価し、使用可能な資材のリストを作成した。

また、登録認定機関の検査員及び判定員の能力を斉一化するために作成した有機農産物及び有機加工

食品の実地検査ハンドブックを活用し、検査員及び判定員に対して実地研修等を行った。

2 米穀等の適正流通の確保

(1) 米穀等の流通に関する制度の整備

事故米穀の不正規流通事案の発生を踏まえ、米穀の横流れ防止等を目的として、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（平成21年法律第26号。以下「米トレーサビリティ法」という。）及び「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律」（平成21年法律第113号。以下「改正食糧法」という。）が平成21年4月に公布された。

米トレーサビリティ法において、米穀等の取引等の記録の作成・保存（平成22年10月施行）に加え、平成23年7月からは、産地情報の取引先や消費者への伝達が義務付けられ、食品事故発生時に、問題のあった米穀等の流通ルートを特定し、迅速な製品回収等に資するための制度が完全施行された。

改正食糧法に基づき定められた米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項において、平成23年8月に、原子力災害対策特別措置法に基づき作付や出荷を控えるよう要請された区域内で生産された米穀の処分に関する規定が追加された。

平成23年9月の組織改編で、これら米トレーサビリティ法、改正食糧法に農産物検査法（昭和26年法律第144号）を加え、三法一体で、米穀等の適正な流通を確保するための全国的な体制を整備した。

(2) 制度の推進

地方農政局等では、米トレーサビリティ法及び遵守事項について、事業者団体、消費者団体等を通じたパンフレット等の配布や、全国各地での説明会等の開催により、制度の普及啓発を行うとともに、生産者、食品製造業者、外食事業者、登録検査機関等の個別の事業者に対し、米トレーサビリティ法、改正食糧法及び農産物検査法に基づく義務の遵守状況を確認するため、立入検査等を実施し、違反が確認された者に対して文書指導や改善命令等の措置を行った。

3 トレーサビリティの推進

(1) 牛トレーサビリティの運用

BSEのまん延防止措置の的確な実施等を目的として、国内で飼養されているすべての牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費までの各段階において当該個体識別番号を正確に表示・伝達するため、平成15年6月、「牛の個体識別のための

情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(平成15年法律第72号)(以下「牛トレーサビリティ法」という。)が公布された。

生産段階については、牛の管理者等に対して、個体識別番号を表示した耳標の装着及び出生・異動・死亡等の届出が義務付けられている。

流通段階については、食肉販売業者及び特定料理提供業者(焼き肉店・しゃぶしゃぶ店・すき焼き店・ステーキ店)に対して、個体識別番号の表示・伝達及び仕入・販売に係る帳簿の備付けが義務付けられている。

地方農政局及び地域センターでは、生産段階における耳標の装着、届出の状況、流通段階における個体識別番号の表示・伝達、帳簿の備付け等について、巡回調査及び立入検査を実施した。また、流通段階における個体識別番号の適正な表示・伝達を確認するため、と畜場から照合用サンプルを採取・保管し、食肉販売業者等から採取した調査用サンプルとの間で、DNA分析による牛肉の同一性鑑定を実施した。

平成23年度は、個体識別番号の不適正な表示を行っていた3件の食肉販売業者に対して、牛トレーサビリティ法第18条に基づき農林水産大臣による勧告を行い、公表した。

(2) 食品トレーサビリティの推進

食品トレーサビリティについては、平成22年3月に策定された食料・農業・農村基本計画等を踏まえ、その施策の検討に資するため、トレーサビリティに関する情報収集を行った。

また、食品トレーサビリティの取組の普及を図るため、消費・安全対策交付金により、都道府県によるセミナー・講習会の開催等の支援を行った。

4 リスクコミュニケーション等の推進

(1) 食品安全等に関するリスクコミュニケーション等の実施

食品の安全の確保に関する施策に国民の意見を反映し、その決定までの過程の公平性および透明性を確保するため、以下のような取組を行った。

ア 意見交換会等の開催

内閣府食品安全委員会、消費者庁及び厚生労働省と協力しながら、消費者、生産者、食品事業者等の関係者に正確でわかりやすい情報を積極的に提供し、関係者との意見交換等に取り組んだ。

表9 開催実績

・動物検疫所見学・説明会	1回
・食品安全セミナー	

(家庭から始める食中毒予防) 9回

また、食品安全委員会と厚生労働省が共催する食品中の放射性物質対策に関する説明会に参加し、農業生産現場での対応等について説明した。

イ 消費者など関係者との定期情報交換会

消費者の視点に立った農林水産行政を展開するため、消費者団体との定期情報交換会を開催した。

ウ 地方農政局、地方農政事務所及び沖縄総合事務局における取組

シンポジウムや意見交換会等を開催するとともに、パネリストや講師の派遣を行った。

(ア) シンポジウムや意見交換会等の開催

全国計 567回

(イ) パネリストや講師の派遣

全国計 2,108回

エ 日頃からの情報提供

日頃から食の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を提供するため、農林水産省ホームページを通じて、原発事故後の農林水産省の取組や食品安全に関する消費・安全局の取組を随時掲載した。

また、農林水産省及び関係府省の食の安全と消費者の信頼の確保に関するプレスリリースを一覧にしたメールマガジン「食品安全エクスプレス」の配信(月曜から金曜まで毎日配信)を行った(平成24年3月末現在の登録者数:約1万6千通)。

(2) 消費者相談等の対応

ア 消費者相談の対応

消費者相談の窓口として、本省、地方農政局、地方農政事務所(地域センター)及び沖縄総合事務局の「消費者の部屋」、「消費者コーナー」の充実を図るとともに、本省と地方組織を結ぶ農林水産省相談受付情報ネットワークシステムを活用し、連携して相談対応(全国で10,732件)を行った。また、相談結果等を月別にとりまとめた「消費者の部屋通信」の発行を継続して行った。

イ 子ども相談電話等における対応

子どもたちが食や農林水産業等について疑問に思うことを気軽に相談できるよう、本省の「消費者の部屋」に設置されている子ども相談電話等における対応(200件)を行うとともに、小・中・高校生の「消費者の部屋」への訪問(22校、246名)を受け入れた。

ウ 特別展示等による情報提供

「消費者の部屋」等において、各種資料の展示等やテーマを定めた「特別展示」により、食料、農林水産業・食品産業、農山漁村等について消費者へわか

りやすい情報提供を行った。

第3節 健全な食生活の実現に向けた情報提供

平成17年6月に制定された「食育基本法」に基づき、平成18年3月に食育推進基本計画が策定され、地方自治体、関係機関・団体等多様な主体と連携・協力し食育を推進してきた。

しかしながら、生活習慣病有病者の増加、子どもの朝食欠食、高齢者の栄養不足等、食を巡る諸課題への対応の必要性は増しており、これまでの食育推進の成果と課題を踏まえ、平成23年3月に第2次食育推進基本計画（以下「基本計画」と言う。）が策定された。

基本計画では、生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進、生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進、家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進が重点課題としてあげられた。

(1) 食育実践活動推進事業

「生涯食育社会」の構築に向け、各世代ごとの食生活上の課題を踏まえた食生活改善の啓発手法の調査・検討、また、企業、学校、消費者団体等が連携して取り組む「日本型食生活」の実践等を促進するための広域的、先進的な活動を行う民間団体に対して支援を行った。

具体的には、学校や民間の食育関係団体等と連携して行う出前授業のほか、新たに若者向けのラジオ番組と連携した双方向講演会の実施、飲食店における食育指針の作成及び飲食店シェフ向け食育eラーニング講座の実施等を支援した。

(2) 地域における食育の推進（消費・安全対策交付金）

地域における日本型食生活等の普及促進を図るため、食育総合展示会等の開催、食育推進リーダーの育成・活動支援等を実施した地方公共団体（24都道府県、3政令指定都市）に対して交付金による支援を行った。

(3) マジごはん計画の推進

食に対する関心が低い若い世代に対し、食や農業について考えるきっかけを提供する「マジごはん計画」の取組として、各種メディアとタイアップし、ファッションや美容等の切り口から、食と健康との関わりや、バランスの良い食生活等に関する情報発信等を行った。

第4節 生物多様性を確保するための遺伝子組換え農作物等の使用等の規制

平成15年6月に公布され、平成16年2月19日に施行された「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（以下「カルタヘナ法」という。）に基づき、遺伝子組換え農作物等の規制措置を講じた。

(1) 第一種使用等

遺伝子組換え農作物のは場での栽培等、「環境中への拡散を防止しないで行う使用等（第一種使用等）」をしようとする者は、事前に使用規程を定め、かつ、その使用等による生物多様性影響（野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがある影響等）を評価した生物多様性影響評価書等を添付して主務大臣（農林水産分野は農林水産大臣及び環境大臣）に提出し、承認を受けることが義務付けられている。

平成23年度においては、遺伝子組換え農作物22件について承認を行った。承認に際しては、遺伝子組換え農作物を科学的に審査・管理するための「遺伝子組換え農作物のカルタヘナ法に基づく審査・管理に係る標準手順書」に基づき、審査報告書を作成した上で、国民からの意見を聴取し、意見について、適宜、反映した。

(2) 第二種使用等

施設内における遺伝子組換え実験小動物の繁殖等、「遺伝子組換え生物等の環境中への拡散を防止しつつ行う使用等（第二種使用等）」をする者は、その拡散防止措置（設備の要件等、環境中に遺伝子組換え生物等が拡散することを防止するための措置）について、「主務省令で定められている場合は当該措置をとること」及び「主務省令で定められていない場合は事前に主務大臣（農林水産分野は農林水産大臣）の確認を受けること」が義務付けられている。

平成23年度においては、遺伝子組換え動物10件について確認を行った。

(3) 未承認の遺伝子組換えパパイヤ対応

平成22年12月、我が国で販売されていたパパイヤの生果実及び苗に、カルタヘナ法に基づく承認を受けていない遺伝子組換え体が混入している可能性があるとの情報が得られた。これを受け、直ちに、科学的信頼性の高い種子の検査法の確立に着手し、確立した検査法を用いて平成23年2月から8月にかけて、輸入され、国内で流通している全ての種子（19品種、29商品）及

び苗（4品種、4商品）を検査した。この結果、同年4月に台湾から「台農5号」という名称で輸入され、沖縄中心に販売された種子（1品種、1商品）を除いた、種子18品種、28商品及び全ての苗については、遺伝子組換え体でないことを確認した。

我が国で未承認の遺伝子組換え体であることを確認した「台農5号」については、カルタヘナ法に基づき、①流通量及び流通経路の特定、②栽培中のもの8千本強（約4 ha）の伐採、③原因の究明を実施した。また、環境省とともに、伐採地周辺の道端等における当該品種の有無のモニタリング調査を開始した。